

「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し時期の変更について

(1) 見直し時期を変更する条例

- ・ 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例
(当初の見直し時期は令和2年9月)
- ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(当初の見直し時期は令和3年3月。以下の条例も同じ。)
- ・ 神奈川県手話言語条例
- ・ 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例

(2) 見直し時期を変更する理由

県では、条例を常に時代に合致したものにするため、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づき、個々の条例の施行後5年を経過するごとに、見直しの検討を行うこととしている。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策の影響で有識者や関係団体等と条例見直しに係る十分な議論ができないという理由により、対象条例の見直しの検討を延期し、令和3年度に見直しの検討を行う。

(3) 今後のスケジュール

- 令和3年9月 「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」について、令和3年第3回県議会定例会厚生常任委員会に見直し結果を報告
- 令和4年3月 上記以外の3条例について、令和4年第1回県議会定例会厚生常任委員会に見直し結果を報告